

引き渡さなければならない。

第5節 安全衛生管理

1.5.1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日 建設省営監発第13号）及び「建設機械施工安全技術指針」（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）（以下「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、補修工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者

- 1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。
- 2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。
 - (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 毎月1回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。
 - (6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。
 - (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
 - (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。

- 3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。
 - (1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果を記載した安全衛生管理に関する「処置報告書」を提出すること。
 - (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。
- 4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。
 - (1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
 - (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提示すること。提示のみを義務付けるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。
- 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。
- 6 受注者は、当社の他工事と同一現場において混在して施工をする場合は、他工事の受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生責任者を選定し、通知しなければならない。
- 7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づき措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

1.5.3 落下対策

受注者は、施工中において、構造体、仕上材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように、仮設、養生に充分配慮しなければならない。

1.5.4 災害及び事故報告

- 1 受注者は、補修工事の施工中若しくは補修工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。
 - (1)補修契約書第 27 条第 1 項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。
 - (2)前号以外の災害及び事故については、総括監督員又は主任監督員に提出するものとする。
- 2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。

1.5.5 補修工事現場

- 1 受注者は、補修工事現場に補修工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。
- 2 受注者は、必要に応じて補修工事現場に補修工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。
- 3 受注者は、道路上において補修工事を施工する際は、必ず、「道路使用許可証」を携行しなければならない。ただし緊急を要する場合は、監督職員の指示に従うこと。
- 4 受注者は、補修工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 5 受注者は、補修工事現場において交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を 1 名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。

1.5.6 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しな

なければならない。

- 3 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止の為の立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 7 受注者は、補修工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を補修工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。

1.5.7 地下埋設物

- 1 受注者は、補修工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。
- 2 受注者は、埋設物に接近して補修工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と補修工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。
- 3 受注者は、補修工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、補修工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、補修工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

1.5.8 防災対策

受注者は、補修工事の施工に当たり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に

記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。

1.5.9 地震防災及び震災対策

1 防災対策

受注者は、補修工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。

(1)地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。

(2)地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。

2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに補修工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。

(1)補修工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。

(2)現場での労力及び機材の確保に努めること。

3 震災対策

受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

(1)被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。

(2)重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。

(3)被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。

(4)他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。

(5)災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに「災害復旧計画書」を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。

1.5.10 仮設備の管理

受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

1.5.11 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第 26 条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、補修工事車両による土砂等、補修工事用資材及び機械などの輸送を伴う補修工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る補修工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

- 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。
- 10 受注者は、首都高速道路上で補修工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに、他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理環境で補修工事を行う場合については、監督職員の指示に従わなければならない。
- 11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。
- 12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

1.5.12 安全・訓練等の実施

- 1 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2)当該補修工事内容等の周知徹底
 - (3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
 - (4)当該補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認
 - (5)当該補修工事における災害対策訓練
 - (6)当該補修工事現場で予想される事故対策
 - (7)その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は、当該補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は補修工事週報等に記録し、報告しなければならない。

1.5.13 交通事故発生時等の協力業務

補修工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる通報
- (2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除

1.5.14 表示施設等

受注者は、建築基準法その他の関係法令等の定めるところに従って、工事現場に表示施設等を設置しなければならない。

第6節 監督職員が行う検査

1.6.1 一般

監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.10により提示した現場社内検査の結果を参考とする。また検査においては、必要に応じ補修工事現場に立入るものとする。この場合において受注者は、臨場するものとする。

1.6.2 検査

- 1 受注者は、設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。
- 2 監督職員は、補修工事期間中、補修工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。
- 3 前項において総括監督員が必要と認めたときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について立会又は検査を行うことができる。
- 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。
- 5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.10の第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。
- 6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。

1.6.3 受注者の責任

受注者は、補修契約書第12条に規定する現場監督員の立会を受けて調合し、若しくは検査に合格した工事材料又は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき又は現場監督員の立会を受けて施工したときにあっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

1.6.4 検査又は立会の時間

現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由

があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。

1.6.5 検査に必要な費用

- 1 補修契約書第 11 条第 2 項及び第 12 条第 7 項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。
- 2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して立会又は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.6.6 立会の省略

現場監督員がやむを得ず立会を行うことができない場合には、当該立会を省略することができる。この場合において、事前に実施した受注者の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができるものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の確認を受けなければならない。

第7節 電気工作物保安検査

1.7.1 一般

電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者又はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）が、自家用電気工作物に係る補修工事の一部又は全部が完成したときに、当社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。

1.7.2 検査

- 1 受注者は、書面により電気主任技術者等に検査を依頼しなければならない。
- 2 受注者は、検査を受ける前に、電気主任技術者等の指示に従い社内検査を実施するとともに、社内検査の結果を電気主任技術者等に提出しなければならない。
- 3 受注者は、検査を受けるに必要な条件並びに現場体制を整えなければならない。
- 4 臨場
 - (1) 電気主任技術者等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、主任技術者及び現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
 - (2) 電気主任技術者等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。
- 5 修補
 - (1) 電気主任技術者等は、検査の結果、修補を必要と認めたときは、受注者に対し、書面により修補を命ずる。ただし、軽微な修補については、電気主任技術者等は、現地において、修補を口頭指示することができる。
 - (2) 受注者は、電気主任技術者等から書面で修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の再検査を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、電気主任技術者等から修補を口頭指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、電気主任技術者等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
 - (4) 受注者は、修補が完了したときは、直ちに書面により電気主任技術者等に報告しなければならない。

1.7.3 受注者の責任

受注者は、1.7.2 による検査に合格したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除さ

れない。

1.7.4 検査に必要な費用

受注者は、検査に当たり 1.6.5 に規定する費用を負担しなければならない。

第8節 検査員等が行う検査

1.8.1 一般

- 1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) しゅん功検査
補修契約書第28条第2項の規定に基づき、施工指示書により指示された補修工事の完成を確認するための検査をいう。
 - (2) 中間検査
補修工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいとき等総括監督員は検査を行う必要があると認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。
- 2 総括監督員は、前項の(1)、(2)の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

1.8.2 しゅん功検査

- 1 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。
- 4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。
- 5 しゅん功検査の内容
検査員等は、補修工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 補修工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄えの検査を行う。
 - (2) 補修工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 6 立会人
 - (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
 - (2) 検査員等は、検査に当たり、当該補修工事の受注者のほか、必要に応じ、当該補修工事に

関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。

7 修 補

- (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。
- (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。
- (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。
- (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。
- (6) 受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第32条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。

1.8.3 中間検査

中間検査においては、1.8.2 中「補修工事」とあるのは「中間検査に係る補修工事」と「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2(7(6)を除く。)の規定を適用する。

1.8.4 検査書類

受注者は、検査に必要な書類について設計図書に特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。

第2章 建物等維持業務

第1節 一般事項

2.1.1 適用

本章は、建築物等の維持に係る業務（以下、「維持業務」という。）として、首都高速道路株式会社（以下、「当社」という。）が管理する道路付属建物等の必要とする性能、機能、品質及び環境等を健全な状態に保つことにより、経済的寿命を高めることを目的とした維持、清掃その他これらに類する工種について適用する。

2.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、1.1.1[適用]によるほか下記によるものとする。

首都高速道路株式会社 建物維持要領書

首都高速道路株式会社制定 高速道路上工事の保安施設実施要領

2.1.3 業務一般

- 1 受注者は、維持業務の作業にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路付属建物等を良好な状態に保つようにしなければならない。
- 2 受注者は、道路付属建物等に安全上、管理上に支障が生じていると判断される異常箇所を発見したときは、直ちに報告するとともに、「異常部報告書」を提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の異常を発見した場合において、災害防止等のため必要があると認めるときは、1.1.42[臨機の措置]によるとともに、「応急措置報告書」を提出しなければならない。

第3章 建物等補修工事

第1節 一般事項

3.1.1 適用

本章は、建築物等に係る補修工事（以下、「補修工事」という。）として、模様替え、修繕、解体、小規模な建築（新築、改築及び増築）その他これらに類する工種について適用するものとする。

3.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、1.1.1[適用]によるほか下記の基準類によらなければならない。

首都高速道路株式会社制定 高速道路上工事の保安施設実施要領

首都高速道路株式会社制定 パーキングエリア設計技術資料

3.1.3 施工一般

- 1 受注者は、補修工事の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路付属施設を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督職員にその処置について報告しなければならない。

3.1.4 既存部分等への処置

- 1 受注者は、補修工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行わなければならない。
- 2 既存部分の養生は、改修標準仕様書2章3節[養生]による。
- 3 補修工事の施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は、報告するとともに監督職員の承諾を受けて現状に準じて補修する。

3.1.5 後片づけ

受注者は、補修工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行わなければならない。

3.1.6 補修工事記録写真

受注者は、自らの費用により補修工事記録写真を撮影し、補修工事が完成したときは、補修工事記録写真集として監督職員に提出しなければならない。

第2節 材料一般

3.2.1 使用材料

- 1 受注者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、標準仕様書及び改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が材料の見本又は資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、色、柄等について監督職員の指示を受けなければならない。

3.2.2 環境への配慮

- 1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- 2 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の拡散による健康への影響に配慮する。
- 3 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例

- 1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した「材料使用承諾申請書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、「材料使用承諾申請書」の提出に当たっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。
- 4 第2項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及びJISの規定に準じて行わなければならない。
- 5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。

(1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）

(2) 新材料等の概要

(3) 施工実績

(4) 特徴

(5)選定理由

(6)その他必要と認められる事項

3.2.4 工事材料の品質

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- 2 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、標準仕様書、改修標準仕様書及びJIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書及び改修標準仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- 5 受注者は、設計図書又は標準仕様書及び改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書及び改修標準仕様書又はJISで指示する方法により、試験を行わなければならない。

3.2.5 工事材料の検査

- 1 受注者は、設計図書に監督職員の検査を受けて使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を添付した工事材料検査請求書を提出しなければならない。
- 2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書及び改修標準仕様書又はJISの規定に準じて行わなければならない。
- 3 品質検査
 - (1)品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。
 - (2)受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質証明書、試験成績表、規格証明書等を「工事材料検査請求書」に添えて監督職員に提出しなければならない。この場合において、こ

これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに替えることができる。ただし、監督職員の承諾を得たものについては、これを省略することができる。

(3)受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。

(4)監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。

4 数量検査

受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。

5 監督職員の立会

受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。

6 品質の保証

受注者は、材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。

7 材料の保管等

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

8 再検査

受注者は、材料検査に不合格となったとき又は 3.2.4 の規定により材料を取り替えるときは、本項を準用して再検査を受けなければならない。

9 材料の採取地

受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を監督職員に報告しなければならない。

10 受注者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査時に提出し

なければならない。

第4章 緊急応急対策作業

4.1.1 適用

本章は、緊急応急対策作業として、緊急応急対策作業その他これらに類する工種について適用するものとする。

4.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

首都高速道路株式会社 構造物等点検要領

首都高速道路株式会社 地震時保全業務実施要領

首都高速道路株式会社 地震時構造物点検要領

首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領（土木編）

首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領（施設編）

4.1.3 一般事項

- 1 受注者は、緊急応急対策作業にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、緊急応急対策作業にあたり 1.1.18 に規定する緊急応急対策の作業責任者を定め、4.4 に定める「緊急応急対策施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、緊急応急対策作業中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。
- 5 受注者は、常時、緊急出動に備えて、待機対象の標識車、作業車及び運転要員等を作業基地で出動できる状態で待機させなければならない。
- 6 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。

4.1.4 緊急応急対策施工計画書

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に先立ち、次の各号に掲げる事項を記載した「緊急応急対策施工計画書」を作成し、提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 緊急応急業務概要
 - (2) 緊急応急業務履行体制（緊急連絡体制含む）
 - (3) 現場組織図
 - (4) 使用車両等一覧表
 - (5) 作業方法（保安規制を含む）
 - (6) 貸与品の管理
 - (7) 環境対策
 - (8) 安全衛生管理
 - (9) 防災対策計画
 - (10) 建設廃棄物処理計画
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、「緊急応急対策施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、直ちに「変更緊急応急対策施工計画書」を提出しなければならない。

4.1.5 緊急応急対策作業の終了

- 1 受注者は、毎月の緊急応急対策作業が終了したときは、補修契約書第 28 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。
- 2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。
 - (1) 指示されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。
 - (2) 補修契約書第 28 条第 6 項に規定する修補が終了していること。
 - (3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。
 - (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。
 - イ 施工指示書
 - ロ 維持補修工事書
 - ハ 緊急応急対策施工計画書
 - ニ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）
 - ホ 貸与品に関する書類
 - ヘ その他検査に必要な書類、記録、写真等

4.1.6 緊急応急対策作業

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わ

ず高速道路の維持管理上支障となる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機又は出動しなければならない。

- 2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。
- 3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地又は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかななければならない。
- 4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかななければならない。
- 5 受注者は、緊急応急対策作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等無線又は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。
- 6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。
- 7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定又は監督職員の指示を受けなければならない。

第5章 積雪凍結対策作業

5.1.1 適用

本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種について適用するものとする。

5.1.2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策要領(当該毎年11月)

首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策実施要領(当該毎年11月)

首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策細則(当該毎年11月)

5.1.3 一般事項

- 1 受注者は、積雪凍結対策作業に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、積雪凍結対策作業に当たり 1.1.18 に規定する積雪凍結対策の作業責任者を定め、5.4 に定める「積雪凍結対策施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、作業区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。
- 4 受注者は、積雪凍結対策作業の待機態勢にあるときは、気象情報を注視するとともに「積雪凍結対策実施要領」により機器類の点検を行い、監督職員の指定する場所に機械等を配備し、監督職員から出動指示があったときは、速やかに作業を行えるようしなければならない。
- 5 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。
- 6 受注者は、積雪凍結対策期間内に使用する機械のうち当社から貸与する機器については、機械器具貸与仕様書に基づき手続きを行い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5.1.4 積雪凍結対策施工計画書

- 1 受注者は、積雪凍結対策作業に先立ち、次の各号に掲げる事項を記載した「積雪凍結対策施工計画書」を作成しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1)積雪凍結作業概要
 - (2)積雪凍結作業履行体制（緊急連絡体制含む）
 - (3)現場組織図
 - (4)使用車両等一覧表
 - (5)作業方法（保安規制を含む）
 - (6)貸与品の管理
 - (7)環境対策
 - (8)安全衛生管理
 - (9)防災対策計画
 - (10)建設廃棄物処理計画
 - (11)その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、「積雪凍結対策施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、直ちに「変更積雪凍結対策施工計画書」を提出しなければならない。

5.1.5 積雪凍結対策作業の終了

- 1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、補修契約書第 28 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。
- 2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。
 - (1)指示されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。
 - (2)補修契約書第 28 条第 6 項に規定する修補が終了していること。
 - (3)積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。
 - (4)次に掲げる書類等の整理が完了していること。
 - イ 施工指示書
 - ロ 維持補修工事書
 - ハ 積雪凍結対策施工計画書
 - ニ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）
 - ホ 貸与品に関する書類
 - ヘ その他検査に必要な書類、記録、写真等

5.1.6 除雪工

受注者は、除雪工に当たっては、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の指示を受け

なければならない。

5.1.7 凍結防止工

受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法、散布量について、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の指示を受けなければならない。

5.1.8 排雪工

受注者は、排雪工に当たっては、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の指示を受けなければならない。

【資料編】

各技術者等の選定及び兼任表

本人に対する他の技術者等 技術者等として選定された本人					兼任の可否												
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理			
					現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	通知の要否 当社へ各選定通知書による													
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	×
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×
	専門技術者(専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	専任技術者(常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	△	×
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	元方安全衛生管理代理者(常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
照査管理 実施設計 済み工事	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×
設計管理 実施設計 付き工事	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×
	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×
	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

- : 各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
- △ : 現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件をみたすことによって兼任できる
- ×